

保 発 0316 第 1 号  
平成30年 3 月 16 日

都 道 府 県 知 事 殿

厚生労働省保険局長  
( 公 印 省 略 )

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令の公布について  
(通知)

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（平成 30 年厚生労働省令第 24 号。以下「改正省令」という。）が本日公布され、平成 30 年 4 月 1 日から施行することとされましたが、改正省令の趣旨及び内容は下記のとおりですので、その内容を御了知の上、貴都道府県内の市町村（特別区を含む。）への周知を図られるとともに、その運用に当たっては十分に留意の上、遺漏なきようお願いいたします。

## 記

### 第 1 改正の趣旨

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 31 号。以下「改正法」という。）の施行に伴い、厚生労働省関係省令の規定の整備を行うもの。

### 第 2 改正の内容

#### 1 国民健康保険法施行規則（昭和 33 年厚生省令第 53 号）の一部改正

- (1) 改正法による国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号。以下「国保法」という。）の改正により、都道府県の区域内に住所を有する者が、都道府県が当該都道府県内の市町村とともに行う国民健康保険（以下「都道府県等国保」という。）の被保険者とされたことに伴い、被保険者が同一都道府県内の他市町村に住所を有するに至ったときに資格の得喪は生じない一方、市町村は被保険者に係る資格管理等を行うこととされることから、住所変更前及び変更後の市町村にそれぞれ届書を提出することとするこ

と（第4条及び第11条関係）。

- (2) 被保険者資格証明書、限度額適用・標準負担額減額認定証等の様式について、被保険者に誤解の余地がないよう、有効期限及び交付年月日の記載位置を各様式間で統一し、被保険者資格証明書等の有効期限の欄を交付年月日の直上に設けること（様式関係）。
- (3) 改正法の施行に伴い、所要の規定の整備を行うこと。

## 2 国民健康保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令（昭和38年厚生省令第10号）の一部改正

- (1) 省令名を「国民健康保険の調整交付金等の交付額の算定に関する省令」に改めること。
- (2) 自治体の責めによらない要因に対する財政支援（非自発的失業者に係る保険料軽減を行う自治体に対する財政支援並びに結核性疾病及び精神疾患の多い自治体に対する財政支援）を拡充することに伴い、所要の規定の整備を行うこと（第6条第1号ロ及び附則第7条関係）。
- (3) 保険料収納割合が一定の割合に満たない場合に普通調整交付金の額を減額する特例を廃止すること（第8条関係）。
- (4) 都道府県及び市町村の医療費適正化に資する取組の状況に応じて、都道府県に対して交付する交付金の規定を設けること（第11条関係）。
- (5) 改正法の施行に伴い、所要の規定の整備を行うこと。

## 3 国民健康保険の事務費負担金等の交付額等の算定に関する省令（昭和47年厚生省令第11号）の一部改正

- (1) 高額医療費負担金並びに特別高額医療費共同事業交付金及び特別高額医療費共同事業事務費拠出金の額の算定方法を定めること（第6条の2並びに第16条及び第17条関係）。
- (2) 財政安定化基金事業貸付金及び財政安定化基金事業交付金の額の算定において、保険料の収入が正当な理由なく著しく不足すると認められる場合に控除する額の算定方法を定めること（第16条及び第17条関係）。
- (3) 改正法の施行に伴い、所要の規定の整備を行うこと。

## 4 高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成19年厚生労働省令第129号）の一部改正

- (1) 被保険者証、限度額適用・標準負担額減額認定証等の様式について、被保険者に誤解の余地がないよう、有効期限及び交付年月日の記載位置を各様式間で統一し、被保険者証等の有効期限の欄を交付年月日の直上に設けること（様式関係）。

(2) 改正法の施行に伴い、所要の規定の整備を行うこと。

5 国民健康保険保険給付費等交付金、国民健康保険事業費納付金及び標準保険料率に関する省令（平成 29 年厚生労働省令第 111 号）の一部改正

普通交付金の収納事務を連合会又は支払基金に委託する市町村が、連合会又は支払基金から徴収すべき普通交付金の額と相殺できる対象について、療養の給付に関する費用その他国民健康保険事業に要する費用の額とすること（第 2 条第 1 項関係）。

6 その他関係省令について、改正法の施行に伴い、所要の規定の整備を行うこと。

### 第 3 施行期日

改正省令は、平成 30 年 4 月 1 日から施行すること。